



2010年11月2日

沖縄県知事選報道における BPOへの人権救済の申立てについて

幸福実現党と沖縄県知事選公認候補・金城竜郎は、11月1日(月)、放送倫理・番組向上機構(BPO)に対し、琉球放送による沖縄県知事選報道に関する人権侵害の救済を申し立てました。

それに伴い、本日2日(火)、沖縄県庁記者クラブにて会見を開き、以下の申立て内容を説明し、選挙報道における客観的かつ公正な報道を訴えました。

2010年11月1日

放送倫理・番組向上機構
放送人権委員会 御中

沖縄県知事選報道に関する人権救済の申立て

沖縄県那覇市前島2丁目21番13号ふそうビル
金城 竜郎

I. 申立ての趣旨

琉球放送(RBC)に対し、本年11月11日告示、同月28日投開票を迎える沖縄県知事選挙に関する人権侵害があったこと、放送倫理上の問題があったことを認定し、選挙報道について客観的かつ公正なる報道をするよう厳しく勧告されるよう、申し立てます。

II. 申立ての理由

- (1) 琉球放送は、11月1日午後3時55分～5時、パレット市民劇場において、沖縄タイムス社と共催して「知事選立候補予定者 公開討論会」を開催し、これを全編、生放送しました。

その内容は、事前に報じられたとおり(10月25日沖縄タイムス紙にて告知)、「今回の選挙は、現職の仲井真弘多氏と、前宜野湾市長の伊波洋一氏による事実上の一騎打ち」として、同県知事選に立候補予定の私・金城タツロー(幸福実現党公認、沖縄県本部代表代行)を全く無視したものでした。

沖縄県においては、民間テレビ放送局は琉球放送を含む3局しか存在しません。お茶の間で県民の誰もが気軽にテレビで試聴できる、県知事選挙告示直前の立候補予定者の「公開討論会」全編の生放送が、選挙の投票行動に及ぼす影響の大きさは、UHFテレビ局、ケーブルテレビを含む多数の放送局が存在する首都圏におけるものとは、決定的に異なるものであります。



- (2) しかるに、こうした放送は、私・金城タツローが国会議員を有する公党たる幸福実現党から公認され、沖縄県知事選挙に立候補を表明している事実とその政策、特に今回の選挙で最大の争点である「普天間基地の移転問題」について、唯一、県「内」移設受け入れの立場を主張している事実を一切無視することで、沖縄県民に対し、その投票の選択肢に重大な影響を与えたものです。

すなわち、今回の県知事選挙において、「普天間基地の移転問題」について、いずれも県「外」移設を主張している候補だけの“事実上の一騎打ち”などと報じることは、この問題について、県「内」移設受け入れの意見を表明する手段が存在しないかのように報じることに等しいと言わざるを得ません。

これは、放送法第3条の2第1項2号「政治的に公平であること」、3号「報道は事実をまげないですること」、4号「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」に明白に反する違法なものであり、放送倫理上、決定的とも言えるほど重大な問題があったのは、間違いないものです。

- (3) さらに、このような報道が行なわれることが漫然と放置されることは、憲法に保障された私・金城タツロー個人の「政治参加の自由」「表現の自由」（憲法21条1項）を著しく侵害する、極めて悪質なものでもあります。

- (4) 私を公認する幸福実現党は、同番組に関する新聞報道を受け、事前に電話にて面談を申し入れ、本年10月27日午後2時頃、諫山征和沖縄県本部代表、徳留博臣沖縄県幹事長ら4名にて琉球放送本社を訪問し、同番組に私・金城が出演できず、極めて不公正な選挙報道となることにつき抗議し、私を出演させるよう要請しました。

応対した琉球放送の與那覇博明報道局長は、この真摯な要請につき、単に受け入れられないとする不誠実な対応をするだけで、なすすべもなくこの不公正なテレビ番組は、沖縄全土に放映されてしまいました。

- (5) 以上の事実に鑑み、沖縄県知事選挙告示まで、残り10日あまりとなったいま、貴委員会におかれては、一日も早く速やかに、申し立ての趣旨記載の人権救済の勧告をしていただくよう心よりお願いし、申し立てる次第です。

以上